

消費者問題出前講座のご案内

～契約トラブルにあわないために知っておこう～

商品を購入するのが、とても簡単な時代。

しかし、こんなはずではなかったという方いませんか。

「契約」を知ることで、トラブルの回避に繋がります。

消費生活センターでは、多くの相談事例から、

対処法などをお伝えします。



- | | | | |
|---|---|------------|---------------------------|
| と | き | ： 通 年 | （ただし年末年始は除く） |
| と | こ | ろ | ： 犬山市内 （会場は申込者側で用意してください） |
| 講 | 師 | ： 市消費生活相談員 | （派遣料は無料です） |
| 対 | 象 | ： 市内各種団体 | （老人クラブ、町内会等） |
| 申 | 込 | 人 数 | ： 原則10名以上 （応相談） |
| 時 | 間 | ： 1時間程度 | （応相談） |
| 申 | 込 | 期 限 | ： 開催日の1ヶ月前までに申込書提出 |
| 申 | 込 | 先 | ： 産業課 （☎44-0340） |